

(仮称) 芝山・大黒山風力発電事業環境影響評価準備書に対する意見

1 全体的事項について

- (1) 事業の実施にあたっては、周辺住民等の理解が不可欠であることから、住民等に対しては、十分なコミュニケーションを図るなど、相互の意思疎通に最大限努めたうえで、事業による環境影響を積極的かつ分かりやすく示すこと。
また、環境影響評価書（以下「評価書」という。）手続の段階や環境影響評価手続の終了後においても、住民等の求めに応じて説明会を開催するなど、意見や要望に対して、十分な説明や誠意をもって対応し、誠実に理解の醸成を図ること。
さらに、周辺住民等の安全・安心を確保する観点から、事業による環境影響を適切に予測及び評価し、最大限の環境保全措置を講ずること。
- (2) 環境影響の予測及び評価にあたっては、事業計画における不確定な要素をできるだけ排除し、精度を高めることが重要であることから、事業計画の内容を更に確実なものとするとともに、不確定な要素がある場合には、評価書へ具体的に記載し、当該要素による影響を十分に考慮したうえで予測及び評価を行うこと。
- (3) 環境保全措置の実施にあたっては、環境負荷の更なる低減のため、工事実施時や施設稼働時において最新と思われる技術及び工法等を採用すること。
- (4) 今後、事業内容の変更が生じ、当該変更が既存の予測及び評価の結果に影響を与えるおそれがある場合には、再度、当該変更内容に基づく環境影響の予測及び評価を行ったうえで、必要な環境保全措置を適切に講ずること。
また、現時点で具体化されていない箇所については、今後、詳細な内容が決定等した際に、当該決定内容に基づく環境影響の予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を講ずること。
- (5) 工事実施後又は施設稼働後等において、現時点で予測し得なかった環境への影響が生じた場合には、適切な環境保全措置を速やかに講ずること。
また、風力発電機は、長期に渡り稼働させる計画であることから、適切に維持管理し、経年劣化による不具合等により、周辺環境への影響が生じないようにすること。
- (6) 講ずるとしている環境保全措置の具体的な実施スケジュールを計画し、評価書へ記載すること。
また、工事業者等に対する指導・監督を徹底し、環境保全措置の確実な履行を確保すること。
- (7) 評価書の作成にあたっては、調査地点や予測及び評価に使用した数値の設定根拠を具体的に記載するとともに、平易な表現や図等を用いるなど、分かりやすい内容とすること。

- (8) 評価書の縦覧にあたっては、対象事業実施区域の周辺住民が容易に縦覧できる場所で行うなど、縦覧しようとする住民の利便性向上に努めること。
また、縦覧期間の終了後においても、事業計画の概要等を記載した資料をインターネットで公開することや、最寄りの公共施設に設置することなどにより、関係住民等への事業計画の周知徹底を図ること。
- (9) 対象事業実施区域における樹木の伐採や土地の改変は最小限に留めるとともに、風力発電機の設置にあたっては、地盤や地層等を十分に調査・確認し、工事に伴う土砂災害が生じないようにすること。
なお、工事に伴う土砂災害が生じた場合における復旧方法や連絡体制等について検討し、評価書等において具体的に示すこと。
- (10) 全国各地において、落雷や強風等による風力発電機の破損・倒壊事故、電蝕による火災等が発生していることから、事故等の未然防止のための安全対策及び点検方法・頻度、事故等が発生した場合における復旧方法や連絡体制等について検討し、評価書等において具体的に示すこと。
- (11) 対象事業実施区域の周辺では、「(仮称)馬揚山風力発電事業」など、他の風力発電事業が計画されており、「騒音」及び「超低周波音」などの影響が累積的なものになるおそれがあることから、他の風力発電事業者と十分な情報共有を図りながら、最大限の環境保全措置を講ずること。
- (12) 風力発電機の耐用年数経過後における取り扱いの判断にあたっては、あらかじめ事業継続の可否を判断するための基準を明確化しておくとともに、事業を継続する場合には、周辺住民等への説明を行うこと。

2 個別的事項について

【大気質・騒音】

- (1) 工事期間中、走行ルートとされている主要地方道いわき上三坂小野線などにおいて、工事関係車両(大型車)の交通量が現況に比べて大きく増加する見込みであることから、当該道路走行の際には周辺環境に特に留意するとともに、事故等を防止すること。
また、準備書で示された環境保全措置を確実に実施し、騒音及び粉じん等の発生を抑制すること。
- (2) 施設稼働後における「低周波音」及び「超低周波音」については、最新の科学的知見を踏まえても不確実性が大きいことから、地形等の地域特性や、他地域における既存の風力発電事業への「低周波音」及び「超低周波音」に係る苦情やその対応事例などを随時調査・情報収集のうえ、適切な頻度及び手法により、事後調査を実施すること。
また、事後調査の結果、影響の程度が著しいと判断された場合や、周辺住民から苦情が申立てられた場合には、速やかに原因を究明し、追加的な環境保全措置を講ずること。

【水の濁り】

降雨による雨水や工事による濁水の河川への直接流出を防止する沈砂池については、全国各地における近年の気象状況を踏まえ、過去に例を見ない集中豪雨や局地的大雨が長時間続いた場合であっても、下流域の河川の水量や濁水が著しく増加することのないよう、十分な集水範囲及び調整機能を担保する容量・能力となるよう設計すること。

また、沈砂池については、工事期間中はもとより、施設稼働後も定期的な管理・点検を行い、下流域への土砂や濁水の流出を防止すること。

【動植物】

- (1) 芝山周辺においては、準備書で示されていないツルカコソウ（ケブカツルカコソウ）やクサタチバナ等の希少な植物の目撃情報が寄せられていることから、これらを含めた希少な植物の分布状況等については、福島県植物研究会などの専門家や関係機関等に助言・指導を仰ぎ、適切な環境保全措置を講ずること。

また、工事の実施にあたり、準備書段階で把握していなかった希少な動植物が生育・生息している、又はその可能性が認められた場合にも、同様に専門家や関係機関等に助言・指導を仰いだうえで、適切な環境保全措置を講ずること。

- (2) 造成工事に伴う法面等の緑化にあたっては、生物多様性を保全する観点から、外来植物を使用せず、地域固有種に配慮した在来植物による緑化を行うこと。

また、当該植物種の選定や施工にあたっては、福島県植物研究会などの専門家や関係機関等に助言・指導を仰ぐこと。

- (3) 事業の実施にあたり、対象事業実施区域及びその周辺において、特定外来生物をはじめとする「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種」の生育・生息を発見した場合には、積極的に駆除を行うこと。

【廃棄物】

事業終了後は、風力発電機を可能な限り速やかに撤去及び処分を行う必要があることから、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」に基づき、あらかじめ廃棄等費用（風力発電機の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用）の総額を算定したうえで、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定し、確実に積立てを行うこと。

【景観】

芝山の眺望点（猿子平）においては、13基の風力発電機のうち最大12基の風力発電機が視認されるなど、眺望が著しく阻害される計画であることから、施設管理者や地元山岳会等の関係者からも広く意見を聴取のうえ、今後の計画に反映させること。

また、対象事業実施区域の周辺においては、「（仮称）馬揚山風力発電事業」など、他の風力発電事業が計画されていることから、フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測及び評価にあたっては、他の事業者と最新の情報を共有のうえ、他の事業を含めて風力発電機の視認の可否を検討し、評価書等において具体的に示すこと。

【人と自然との触れ合いの活動の場】

対象事業実施区域は、芝山登山道及び遊歩道に重複・近接し、また、芝山自然公園にも近接していることから、事業の実施にあたっては、これらの施設及び利用者等に影響を与えることのないよう、施設管理者や地元山岳会等の関係者からも広く意見を聴取のうえ、今後の計画に反映させること。

【放射線の量】

対象事業実施区域及びその周辺の土壌や樹木等には、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故で放出された放射性物質が沈着等している可能性があることから、工事の実施にあたっては、対象事業実施区域の複数の地点で放射性物質の沈着等が無いことを確認するとともに、一般環境中へ放射性物質が飛散等しないようにすること。

【その他】

- (1) 事業の実施にあたっては、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」の記載事項を遵守するとともに、いわき市公式ホームページにおいて示している「風力発電施設導入にあたっての留意事項について」に留意すること。
- (2) 対象事業実施区域の地元自治会より、住民の安全・安心を最大限に確保する観点から、事業者、地元自治会及びいわき市による「風力発電施設の工事管理及び稼働後の運用・管理等に関する三者協定」の締結が要望されていることから、環境影響評価手続の終了後、三者協定を締結すること。
- (3) 風力発電機組立ヤードの設置にあたり、いわき市側において、3,000 m²を超える土地の形質変更が見込まれることから、土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出に関して、いわき市環境監視センターと協議すること。
- (4) 対象事業実施区域は都市計画区域外であるが、第二次いわき市都市計画マスタープランにおける土地利用方針においては、「生活森林区域」と位置付けられており、市街地及び農村集落と周辺の自然との緩衝地として、大規模な土地改変を伴う開発の抑制を基本とし、里山空間の保全と適正な管理を図る区域としていることから、風力発電機の配置や工事計画の検討にあたっては十分配慮すること。
- (5) 一定規模以上(高さ13m超又は建築面積1,000 m²超)の建築物や工作物等の新築等、又は一定規模以上(面積3,000 m²超又は法面の高さ5m超かつ長さ10m超)の土地の区画形質の変更を伴う場合は、「いわき市の景観を守り育て創造する条例」に基づく大規模行為の届出が必要であり、また、同行為のうち、特に規模が大きいもの(建築物については高さ31m超又は延べ面積15,000 m²、工作物については高さ31m超)については、景観への影響が顕著であると予測されるため、大規模行為の届出の前に、事前協議が必要となることから、いわき市都市計画課景観係と協議すること。
- (6) 都市計画区域外において10,000 m²以上の土地の取引を行った場合は、国土利用計画法に基づく届出が必要となることから、いわき市都市計画課景観係と協議すること。

- (7) 埋蔵文化財保護の観点から、工事中に土器などの遺物を発見した場合には、いわき市文化振興課と協議を行うこと。